

別 紙

答申第117号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）は、「平成30年1月11日付け子第662号『病児保育事業に係る資料の提出について（依頼）』」（以下「公文書①」という。）に関する起案文書について本件請求の対象公文書として特定し、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）の規定に従って、公開・非公開の判断をすべきである。

### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成30年1月19日に条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容  
〇〇市と島根県で病児病後児保育、〇〇医院・〇〇保育所等に関しての文書等一切会議聴きとり記録等を含む平成30年1月6日以降のもの一切
- (3) この請求に対して、実施機関は公文書①を本件対象公文書として特定し、同年1月25日付けで全部公開する決定を行った。
- (4) この決定に対して、審査請求人は、本件対象公文書の全部公開決定を不服として、平成30年1月26日に審査請求を行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年3月9日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨  
公文書①以外にも対象公文書が存在するはずであり、その公開を求める。
- (2) 審査請求の理由  
審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。  
平成30年1月19日付けの公文書公開請求書と平成30年1月25日付け公文書公開決定通知書の件名が異なる内容となっている。すなわち、関連する文書記録を求めているにもかかわらず、その部分が削除されているので公開を求める。  
平成29年11月頃までの公開された公文書には電話記録、面談記録が大量に含まれたのに、平成29年12月、平成30年1月には、関係する記録が全くない。それらもあわせて公開を求める。  
請求に係る事務の担当者が替わる前は、電話の聞き取り記録、その他のメモが多く、関係者との対応がはっきりわかるものだったが、担当者が替わってからは電話の内容やメモ等は、殆どなくなり、流れが全くわからなくなった。公務員の通常の仕事として、電話の内容も記録しない、内部協議も記録しないというのは、あってはならない業務のやり方だと思う。  
もし公開を失念しているなら、早急に開示してもらいたいし、記録が本当にないうなら、以後の仕事を記録に残すように、上司から注意指導してもらおうよう要望する。また、なぜ記録を残さないで仕事をしたのか理由を知りたい。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 県としては、公開請求のあった文書をすべて公開している。
- (2) 審査請求人は、「平成29年11月ごろまでの公開された公文書には、電話記録、面談記録が大量に含まれたのに、平成29年12月、平成30年1月には、関係する記録が全くない」とし、今回の決定通知においてはそれが含まれていないため、そのことを不服として審査請求がなされ、それらを含めた一切の公文書の公開を求めたものと思われる。

今回の請求以前にも同請求人から公文書公開請求書が提出されており、その際には、電話記録、面談記録等の公文書を含んだ公開決定を行っているが、今回の請求対象公文書は公開した公文書のみであり、審査請求人が求める電話記録等の公文書は存在しない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

##### (2) 本件対象公文書

審査請求人は、本件公開請求において、対象とする公文書の日付を「平成30年1月6日以降のもの一切」として請求を行っている。

条例は、請求の対象となる公文書が請求の時点で存在するものなのか、あるいは決定の時点で存在するものなのかについて、明文で定めているわけではない。

しかし、条例第2条第2項において、公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているもの」と定義し、同第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる」と定め、同第7条では、「実施機関は、公開請求があったときは、(中略)公開請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と定めている。

これらの規定を合理的に解釈すれば、条例は、現時点で保有しているものを「公文書」と定めた上で、公開請求の対象となるのは請求の時点で実施機関が保有する公文書であり、実施機関はその請求の時点で保有する公文書を開示する、すなわち、請求時点で実施機関が保有する公文書があるがままに開示することを想定しているものと解される。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)

においても、請求の対象となる行政文書は、公開請求時点において、当該行政機関が保有しているものと解されている。（宇賀克也著『新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕』46頁）

従って、本件対象公文書の範囲は、病児病後児保育、〇〇医院・〇〇保育所等に関して〇〇市と実施機関で平成30年1月6日以降、本件公開請求のあった平成30年1月19日までの間にやりとりをした文書である。

（3）審査の対象について

実施機関は、公文書①を本件対象公文書として特定し、全部公開しているが、審査請求人は公文書①以外にも対象公文書があるはずで、その公開を求めると主張しているため、公文書①以外の公文書の存否を審査の対象とする。

（4）実地調査について

本件において実施機関により特定された公文書は、〇〇市への依頼文書である公文書①のみであるが、通常、対外的に文書を発出する際には、上司への伺いによる決裁が行われていると考えられる。

本件対象公文書には決裁等の確認文書が含まれておらず、審査請求人及び実施機関双方の主張を踏まえ、文書ファイルの状況等を実地に確認する必要があると思料されたことから、当審査会では、平成31年3月19日に、実施機関の島根県子ども・子育て支援課において、条例第27条の規定に基づく委員を派遣しての実地調査を行った。

（5）本件対象公文書の特定について

（ア）当審査会が実施機関から関連するファイルの提出を受け調査したところ、本件請求対象公文書として、公文書①及び公文書①の起案に関する公文書「病児保育事業に係る資料の提出について」（以下「公文書②」という。）の存在を確認した。

以後、実施機関が公文書①のみを抜き出して対象公文書として特定したことの妥当性について検討する。

条例第5条では、公文書公開請求の対象は「公文書」と規定しており、その作成については、島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年3月11日島根県条例第3号）第6条により、「実施機関の職員は、（中略）当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、（中略）文書を作成しなければならない」と規定している。

公文書①は県が〇〇市に発出した依頼文書であり、依頼文書を作成するにあたり、起案して決裁を受けたものが公文書②である。公文書①及び公文書②は、実施機関における意思決定の過程を示すものであり、本件請求の対象となる公文書であると考えるのが適当である。このことから、実施機関が公文書①のみを抜き出して特定したことは妥当ではなく、公文書②も対象公文書として特定し、公開・非公開の判断をすべきである。

（イ）審査請求人は、公文書①以外にも電話記録や面談記録など関係文書が存在すると主張するが、実施機関は、審査会の聞き取りに対し以下のとおり説明している。

本件のような進行中の事案において、状況が動かないような時期もあり、そうした時期には、特段のやりとりがなければ文書を作成・取得することもないため、文書が存在しないこととなる。

また、県が国や市、県民等とやり取りしたり、県民等から情報提供された際には

記録を残している。ただ、例えば、情報提供等があった場合でも、同じことの繰り返し等については、記録を再度作成するようなことはしていない。

以上の公文書①及び公文書②以外の対象公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点はなく、他にその存在を推認させるような事実も認められない。実地調査においても、公文書①及び公文書②以外の対象公文書の存在は確認できなかった。

なお、審査請求人は「記録が本当にならないようなら、以後の仕事を記録に残すように上司から注意指導してもらおうよう要望する。また、なぜ記録を残さないで仕事をしたのか理由を知りたい」と主張しているが、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関が文書を作成しなかったこと自体の適否を判断する立場にはない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではない。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

実施機関における情報公開制度の運用について、審査会として以下付言する。

当初、実施機関は、文書を保存しているファイルの中から請求時期や請求期間に合致するものとして公文書①を特定していたが、実地調査の結果、公文書①の起案に関する公文書②の存在が確認された。

上記5(5)で指摘したとおり、公文書①及び公文書②は、実施機関における意思決定の過程を示すものであり、本件請求の対象となる公文書であると考えるのが適当であるが、実施機関は対象とすべき公文書の具体的な特定を怠り、これを本件対象公文書として含めていなかった。

このことは、公開請求対象文書の特定の手続きにおいて適正な対応が行われていなかったと言わざるを得ず、今後の慎重な対応が望まれる。

(諮問第157号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年 3月 9日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年 3月26日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成31年 1月28日	審査請求人の意見書を受理
平成31年 1月31日 (審査会第1回目)	審議
平成31年 2月21日 (審査会第2回目)	審議
平成31年 3月14日 (審査会第3回目)	審議
平成31年 3月19日 (実地調査)	子ども・子育て支援課における実地調査
平成31年 4月25日 (審査会第4回目)	審議
令和 元年 5月30日 (審査会第5回目)	審議
令和 元年 7月25日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
木村 美斗	行政書士	
桐山 香代子	弁護士	平成31年4月1日から
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
和久本 光	弁護士	